審査基準

令和6年12月12日作成

法 令 名:風俗営業等適正化法

根 拠 条 項:第31条の23において準用する第9条第1項

処 分 の 概 要:特定遊興飲食店営業の営業所の構造又は設備の変更の承認

原権者(委任先):東京都公安委員会

法 令 の 定 め:

〇 風俗営業等適正化法

第31条の23において準用する第3条第2項(公安委員会が付した条件) 第31条の23において準用する第4条第2項第1号(構造及び設備の技術上の基準)

第31条の23において準用する第9条第2項(承認の基準)

- 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令 第17条において準用する第1条第1号~第3号(変更承認申請書の添付書類)
- 風俗営業等適正化法施行規則

第1条 (変更承認申請書の提出)

第75条(特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準)

第87条 (変更の承認の申請)

審 査 基 準:

判断の基準は、法令の定めによる。

標準処理期間: 営業所の実態調査を行った日から10日以内とする(行政庁の休日は含まない。)。

申 請 先:営業所を管轄する警察署の生活安全課

問合せ先:同上

備 考: 法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律等の解釈運用基準」(令和4年4月1日警察庁 生活安全局)第12の8、第17の1、第24の2及び第27の1

を参照すること。